

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいがある 20 歳未満の子どもを養育している家庭の生活の安定と、児童の健やかな成長を助けるための制度です。

支給対象者 20 歳未満で、身体か知的・精神に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している人

支給額 **1 級** 児童 1 人につき月額 53,700 円
2 級 児童 1 人につき月額 35,760 円

障害児福祉手当

在宅での日常生活において、重度の障がいですべてに必要とされる介護などの負担を軽減するための制度です。

支給対象者 身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の人

支給額 月額 15,220 円

※特別児童扶養手当と障害児福祉手当のどちらも、障害年金を受給している児童や、児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。また、受給者や同居家族などの所得制限があります。

特別障害者手当

身体か精神に極めて重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、障がい者の福祉の向上を図るための制度です。

支給対象者 身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳以上の人（個々の詳しい基準は、下記へ問い合わせてください）

※施設（老人保健施設、障がい者支援施設など）に入所している人や、3 カ月以上の入院をしている人は対象となりません。また、受給者や同居家族等の所得が制限を超えている場合は、対象とならないことがあります。

支給額 月額 27,980 円

☎ 福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

あんま・はり・きゅう治療券の交付

町では、町民の皆さんの健康の保持増進のため、あんま・はり・きゅう診療の治療券を交付しています。

治療券の交付

対象者 町内に住む満 40 歳以上の人
申請場所 健康保険課
※代理人が申請する場合のみ、申請名義者の印鑑を持参してください。
交付限度枚数 年間 20 枚
※申請時に 10 枚交付。さらに必要なとき、再申請により 10 枚交付。

治療券について

補助金額 1 回の施術に対して 700 円
有効期限 令和 6 年 3 月末
その他 治療券は協定施術業者で使用できます。協定施術業者は、町ホームページでご確認ください。



☎ 健康保険課 保健事業係 ☎ 286 - 3113